

豊中市学校保健会規程

昭和25年6月 1日制定
昭和43年5月28日制定
昭和49年7月 9日制定
昭和55年6月13日制定
昭和59年6月27日制定
昭和63年6月24日制定
平成15年6月25日制定
平成24年6月28日制定
平成27年6月25日制定
平成29年4月 1日制定
令和2年4月 1日制定
令和5年4月 1日制定

(名称)

第1条 本会は豊中市学校保健会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は豊中市教育委員会事務局及び豊中市こども未来部におく。

(目的)

第3条 本会は学校保健の研究ならびに普及発展をはかり、その施策に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業をおこなう。

- (1) 学校保健の振興に必要な調査研究
- (2) 学校保健の振興に必要な講習会・研修会などの開催
- (3) 豊中市学校保健関係機関の緊密な連絡と提携
- (4) その他の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は次のものをもって組織する。

- (1) 豊中市立小学校、豊中市立中学校、豊中市立義務教育学校及び豊中市立幼保連携型認定こども園（以下「豊中市立学校園」という。）の各校園長
- (2) 豊中市立学校園保健関係教職員
- (3) 豊中市立学校園養護教諭
- (4) 豊中市立学校園校医（内科・眼科・耳鼻科他）
- (5) 豊中市立学校園歯科医
- (6) 豊中市立学校園薬剤師
- (7) 上記を除く各学校保健委員会委員
- (8) 関係行政機関の職員

(部会および専門委員会)

第6条 本会に校園長部会、学校保健関係教職員部会、養護教諭部会、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会などを置くものとする。
2 本会に必要に応じて専門委員会を置くものとする。

(役員および評議員)

第7条 本会につぎの役員と評議員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 評議員 若干名
- (5) 監事 2名

(役員および評議員の選出方法)

第8条 本会の役員および評議員はつぎの方法により選出する。

- (1) 理事、評議員は各部会ならびに関係行政機関から選出するものとする。
- (2) 理事、評議員の選出数は別表(1)(2)による。
- (3) 会長、副会長は評議員会において理事より選出する。
- (4) 監事は評議員会で互選し、会長が委嘱する。
- (5) 理事、評議員から会長、副会長、監事に選出された部会においては、理事、評議員を補充するものとする。

(役員および評議員の任務)

第9条 役員および評議員の任務はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、会務を審議するとともに業務を分掌する。
- (4) 評議員は評議員会を組織し、会の重要事項の審議決定にあたる。

(5) 監事は会務ならびに会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推せんにより会長が委嘱し、会長の諮問に応ずることとする。

(役員および評議員の任期)

第11条 本会の役員および評議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 やむをえない事由により辞任した役員および評議員があった場合は補欠を選任するものとする。

3 補欠により選任された役員および評議員の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員および評議員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の給与)

第12条 役員はすべて無報酬とする。ただし、職務を執行するに必要な実費は支給することができる。

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関である。

2 通常総会は年1回これを開催する。ただし会長が必要と認めるときは、評議員会・理事会の議を経て臨時に総会を開催することができる。

3 総会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 総会の議長は会員の中から選出する。つぎの事項は総会の議決を経るものとする。

(1) 事業計画および歳入歳出予算を定めること。

(2) 事業報告および歳入歳出決算の承認に関すること。

(3) 本会の規程の変更、その他本会の運営上特に重要と認められる事項。

(理事会)

第14条 理事会は必要に応じて会長が召集し、下記事項を審議執行する。

(1) 本会の規程の変更に関すること。

(2) 事業計画および歳入歳出予算に関すること。

(3) 事業報告および歳入歳出決算に関すること。

(4) 評議員会にはかるべきこと。

(5) その他、会長が特に必要と認めたこと。

(評議員会)

第15条 評議員会は必要に応じて会長が召集し、下記事項を審議する。

(1) 本会の規程の変更に関すること。

(2) 事業計画および予算に関すること。

(3) 事業報告および決算に関すること。

(4) 会長・副会長・監事の選出に関すること。

(5) その他会長が特に必要と認めたこと。

(役員会および評議員会の定足数および議決)

第16条 理事会および評議員会は当該委員の現在数の3分の2以上の出席により成立するものとし、決議は出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

(会計)

第17条 本会の収入は、補助金・寄附金・その他をもってあてる。

2 本会の事業執行に必要な経費は前項の収入をもって支弁し、年度内の剰余金は翌年度へ繰越すものとする。

3 本会の会計年度は毎年度4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(職員)

第18条 第2条の規程による事務局には事務局長・書記・会計を置くものとする。

2 事務局長は会長の指揮を受け、本会の事務を処理する。

3 書記は事務局長の指揮を受けて事務に従事する。

4 会計は本会の会計事務をつかさどる。

5 事務局長・書記・会計は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(雑則)

第19条 第6条の規程により設置された部会、専門委員会の運営に必要な規則は、当該部会、専門委員会ごとに別にこれを定めるものとする。

第20条 本会の規程施行に関し、必要な事項は会長がこれを定める。

第21条 本会は大阪府学校保健会の構成員となる。

別表（１） 理事・評議員 選出数

部会名等		選出区分	
		評議員	理事
学校医		3	1
学校歯科医		3	1
学校薬剤師		3	1
校園長		3 ※1	1 ※1
学校保健関係教職員		5 ※1	1 ※1
養護教諭		3 ※1	1 ※1
保健所			1
教育委員会		1	1

※1 部会内の内訳は、別表（２）のとおり。

別表（２） 理事・評議員 選出数内訳

部会名等		選出区分		
		評議員	理事	
校園長部会	こども園	1	1	
	小学校	1		
	中学校	1		
学校保健関係教職員部会	教頭	中学校	1	1
	学校保健関係教職員代表	小学校	1	
		中学校	1	
	上記以外の学校保健関係教職員	小学校	1	
中学校		1		
養護教諭部会	こども園	1	1	
	小学校	1		
	中学校	1		

※2 小学校または中学校において、義務教育学校から選出する場合は、小学校または中学校いずれかから選出するものとする。